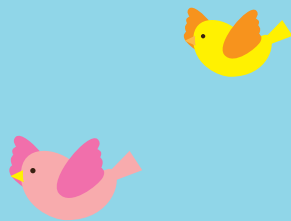
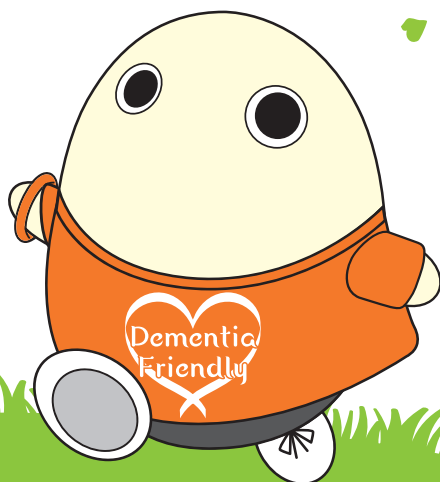


若年性認知症に関する
お悩みは…



若年性認知症支援 コーディネーターへ ご相談ください



若年性認知症支援の課題と コーディネーターの役割

若年性認知症の当事者がかかえる課題

- 若年性認知症の人は、診断時に就業中である方も多く、経済的な問題を抱えやすいため、早急な支援体制構築が必要となります。
- 同じ若年性認知症の方との交流の場や、社会参加を希望されても、参加できる場やその情報が少ないです。
- 経済面や社会参加など多岐にわたる課題をかかえる一方で、支援制度や活用できるサービスが十分ではない上に情報が乏しいのが現状です。

若年性認知症支援コーディネーターの役割

これらの課題に対する支援を実施するにあたり、都道府県及び政令指定都市ごとに相談窓口を設置し、そこに関係機関やサービス担当者との調整役として、若年性認知症支援コーディネーターが配置されています。

若年性認知症支援 コーディネーターの概要

主な業務

1 相談窓口

若年性認知症のご本人やご家族、就労先、支援者等への助言や提案、制度やサービス等の情報提供を行います。
→詳しくは4ページ～6ページをご覧ください。

2 連携体制の構築

支援を円滑に行うため、市町村や関係機関との連携体制の構築を目的とした会議や、事例検討会等を開催します。

3 普及・啓発

府民や支援者等を対象とした若年性認知症研修会や出前講座、若年性認知症に関するイベントの開催、啓発グッズを作成することで、若年性認知症にかかる正しい知識を普及・啓発します。

京都府における相談窓口のあらし

支援対象

若年性認知症支援コーディネーターは、関係機関やサービスの担当者との調整役として、基本的には若年性認知症の人に関わる支援者の後方支援を行います。

ただし、福祉サービス等の支援者につながっていない場合は、以下の「想定する当事者」の要件に全て該当される方には、支援者につなぐための個別支援を行います。

《想定する当事者》

- ① 支援開始時に 65 歳未満の方
- ② 京都府内在住の方
- ③ 若年性認知症またはMC I（軽度認知障害）と診断を受けている
- ④ 認知症の症状が初期から中等度の方
- ⑤ ご本人・ご家族がコーディネーターの支援を希望している方

相談方法

相談方法は、電話相談と相談機関につながっていない方への個別支援があります。電話相談は当事者・企業・支援者等どなたでもご利用いただけます。 → 相談電話は裏表紙参照

若年性認知症当事者・支援者への支援

支援者への 後方支援

ご本人が利用するサービスやご家族の相談を受ける機関の担当者への支援をします。



支援者

当事者が地域の支援者につながっていない場合

くらし

使える制度や各種サービスの紹介や利用手続きのお手伝いをします。



ご本人・ご家族

なかま

個別ピアサポートや、認知症カフェ等の交流の場を紹介します。

しごと

役割をもって働きたい方に福祉的就労も含め調整します。
*就職の直接斡旋はできません。

若年性認知症個別ピアサポート事業



京都府では、65歳未満の若年性認知症のご本人やそのご家族が個別にお話ができる機会を提供しています。事前に講習を受けた若年性認知症の当事者がピアサポーターとしてご対応します。

交流会のような大勢の当事者の前では話しづらいお話や、集団での交流が難しい方にも、当事者同士でしかわからない悩みや不安だけでなく、希望や安心につながることもいろいろ話していただけます。

詳しくは
京都府こころのケアセンター
ホームページをご覧ください



URL : https://www.kyoto-kokoro-care.com/care_prematureSenility.html

若年性認知症の方が利用できる制度やサービス

● 自立支援医療（精神通院医療）

認知症で継続的に通院治療を受ける場合、症状によって医療機関や薬局で支払う医療費の自己負担が、原則1割に軽減されます。

● 精神障害者保健福祉手帳

初診日から6か月経過すると申請することができます。税制上の優遇措置や、地域によって公共交通料金や施設利用料金の割引が受けられます。

● 障害年金

初診日から1年6か月経過すると請求することができます。病気などによって、生活や仕事などが制限されるようになった場合、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

● 傷病手当金

社会保険の被保険者（本人）が、病気などで仕事を休み給料を得られない場合、その間の生活を保障するための現金給付制度です。

● 雇用保険（失業給付）

離職した際に、失業中の生活を安定させ、就職活動を円滑に行うことを支援する給付です。

● 障害福祉サービス

40歳未満の方や、介護保険サービスにはないサービスを希望される場合は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを活用することができます。

● 介護保険サービス

要介護認定を受け、ケアプランに基づいてサービスを利用できます。要介護認定ごとに保険給付対象の上限額が設定されており、上限額内であれば原則1割の自己負担となります。

若年性認知症支援チーム おれんじブリッジについて

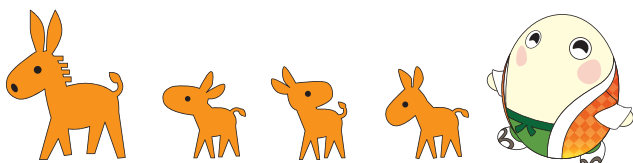
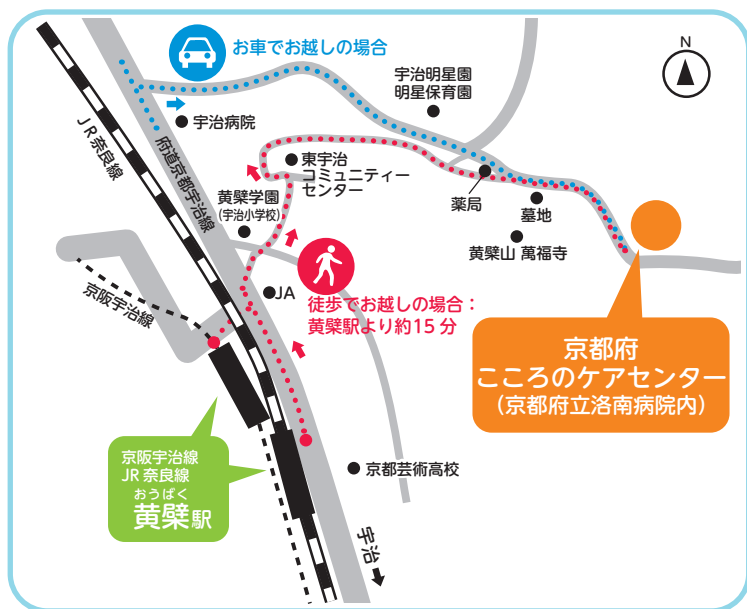
配置場所 (来所の場合は前日までに要予約)

京都府こころのケアセンター

(京都府宇治市五ヶ庄広岡谷 2 京都府立洛南病院内)

相談電話 ☎ **0774 (32) 5885**

相談時間 9:00~12:00/13:00~15:00
(土・日・祝 年末年始を除く)



認知症 supporter caravan